

認定手続開始通知書（輸入者用）

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されると、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為 により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日		

- (注) 1. あなたからの意見等により、貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。 [注: 裏面2及び3参照]
 2. 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
 3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに關し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
 4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください
 [連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、原則として、税関職員の立会いの下に行うことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行う滅却も含まれます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。